

間伐等の森林施業や路網整備等を支援します ～ 森林整備事業 ～

事業概要

森林整備事業は、

- 地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、更新伐等の森林施業
- 間伐と一体的に行う森林作業道や林業専用道などの路網整備等を支援する事業です。

なお、森林整備事業のうち、特に森林環境保全直接支援事業については、森林経営計画※等に基づき集約化を図った上で施業を行うことを要件としています。

※ 一部の事業で実施要件となっている森林経営計画については、これまで林班の1/2以上をまとめる必要がありましたが、市町村が定める一定の区域内で30ha以上であればよいこととなり、計画を作成しやすくなりました。



事業申請

補助金を受けようとする森林所有者、森林組合、林業事業者等の事業主体は、都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。

森林環境保全直接支援事業

- 【事業概要】 再造林や間伐等、森林作業道の整備
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林所有者等
- 【実施要件】 1施行地の面積が0.1ha以上 等
- 【補助率】 3/10等

拡充

「保育間伐」を新設し、切捨間伐の対象年齢を5年齢から7年齢まで引き上げる等。



林業専用道等整備事業

- 【事業概要】 林業専用道等の整備
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林組合等
- 【実施要件】 全体計画延長が0.2km以上等
- 【補助率】 1/2等



環境林整備事業

- 【事業概要】 地方公共団体等との協定等に基づく間伐等
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林組合等
- 【実施要件】 1施行地の面積が0.1ha以上 等
- 【補助率】 3/10等

拡充

シカ等の有害鳥獣の捕獲、処分等を補助対象に追加。



水源林造成事業

- 【事業概要】 水源地域における間伐等、森林作業道等の整備
- 【事業主体】 (独)森林総合研究所
- 【実施要件】 事業主体等と分収造林契約を締結
- 【補助率】 10/10



美しい森林づくり基盤整備交付金

- 【事業概要】 特定間伐等促進計画に基づく間伐等
- 【事業主体】 市町村、森林組合等
- 【実施要件】 特定間伐等促進計画に基づくものであること
- 【補助率】 1/2



詳細については、各都道府県の森林整備担当課または農林水産省林野庁整備課
(☎03-6744-2303)に御相談ください。